

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 近藤智洋					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成27年6月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	-年度	100%	30年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、政令市・中核市・特例市は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定をすべきと定められているため
2	政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	-年度	30%	27年度	-	-	-	30%	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、特例市未満の地方公共団体は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定に努めることとされているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度									
(1)	公害防止計画策定経費(昭和45年度)	5 (1)	3 (1)	2	2	-	・公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施 ・各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる ・現況調査実施地域数:21地域(アウトカム目標:設定なし)	285					
(2)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・自治体における実行計画策定状況を調査し、その計画内容について詳細に分析・評価を実施。その結果を格付けし、自治体に対してフィードバックし、取組が遅れている自治体の対応を促す。 ・自治体職員を対象として集中講座を開催し、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 ・有識者を集め、具体的な低炭素地域づくり戦略やそのための仕組みづくり、自治体の取組の定量評価手法等を検討。その結果を踏まえてマニュアル等を随時更新し、自治体の取組を促すとともに、国による各種支援措置等の取組の効果をチェックする。	新26-004					
(3)	低炭素地域づくり集中支援モデル事業(平成23年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。	009					
(4)	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューデール基金)(平成24年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、都道府県及び政令指定都市が実施する地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を支援する。 ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く、低炭素な小さい地域づくり」が全国に展開できると見込んでいる ・事業実施自治体数:21自治体(CO2削減効果:約7,557t-CO2/年<※事業終了後における効果>)	010					
(5)	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地域循環型バイオガスシステムの実現可能性の高い地域において、協議会を設置し、地域循環型バイオガス製造施設の導入、運用を行い、課題の整理やその克服方法の検討を行う。平成25年度採択2事業体。	013					
(6)	住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地球温暖化対策推進法に基づき「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」等の行政計画に位置づけられる対策の検討、更に、それらの計画目標達成に資する民間事業者が策定する「集約都市開発事業の計画等」を対象に、低炭素効果推計手法等を用いた二酸化炭素排出量の削減シミュレーション、「サステナブル都市再開発アセスガイドライン」に沿った周辺自治体・地元研究機関・住民等の検討会、ワークショップやアンケート調査の実施等に関する支援を行うことにより、低炭素型の土地利用・交通対策、面的エネルギー対策、都市再開発事業の促進を目指す。	014					

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2	地方公共団体や民間団体等を対象とし、地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、再生可能エネルギーの導入に向けて基盤情報を整備するためのポテンシャル調査、事業化計画・FS調査、設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施。「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。	新26-007
施策の予算額・執行額	84,079 (84,043)	104 (81)	94	2	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施	